

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市気高町老人憩の家	鳥取市気高町下光元478-7
鳥取市用瀬町江波多目的集会所	鳥取市用瀬町江波654
鳥取市用瀬町安蔵集会所	鳥取市用瀬町安蔵915-4
鳥取市鹿野町二ツ家集会所	鳥取市鹿野町末用1914
鳥取市鹿野町紺屋町集会所	鳥取市鹿野町鹿野589-4
鳥取市内海中生活改善センター	鳥取市内海中72-4
鳥取市佐治町西谷農村集会所	鳥取市佐治町高山227-1